

厚生労働大臣が定める揭示事項及び施設基準の概要等

(令和7年7月1日現在)

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を実施している保険医療機関です。

開設者：医療法人札幌ハートセンター 理事長 鹿島 由史

医療機関名：新札幌心臓血管クリニック

管理者：院長 酒井 寛人

診療科目：循環器内科

診療時間：月曜 火曜 木曜 金曜 午前 9 時 ～ 12 時 午後 1 時 30 分～ 5 時
水曜 午前 9 時 ～ 12 時
日曜 午前 9 時 ～ 11 時

I 当院は北海道厚生局長に以下の届出を行っております

1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

◆外来感染対策向上加算 ◆医療DX推進体制整備加算 ◆外来・在宅ベースアップ評価料 (I)

2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

◆C T 撮影及びMR I 撮影 ◆酸素の購入価格に関する届出
◆心臓ペースメーカー指導管理料の注5に規定する遠隔モニタリング加算

II 明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しております。

なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されますので、その点を御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は会計窓口にてその旨お申し出下さい。

III 医療情報取得加算について

当院はオンラインによる診療情報請求及びマイナ保険証によるオンライン資格確認を行う体制を有しており、質の高い診療を行うため診療情報（受診歴・薬剤情報・特定健診情報・その他必要な診療情報）を取得・活用し、医療の提供に努めています。

IV 一般名処方加算について

当院では後発医薬品の使用推進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しています。その中で、当院では後発医薬品のある医薬品について特定の商品名ではなく、薬剤の成分を基にした一般名処方を行う場合があります。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合でも患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。一般名処方についてご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。
※一般名処方とはお薬の商品名ではなく、お薬の有効成分を処方せんに記載することです。

V 保険外負担に関する事項

当院では、証明書・診断書・その他保険外負担につきまして、その書式や利用数に応じた実費のご負担をお願いしております。消費税を含めた金額は以下のとおりです。

1) 診断書・証明書料（診断料金及び検査料金が別途かかります）

○一般診断書（当院書式）	3, 300円
○死亡診断書 1 通目	5, 500円
2 通目以降は 1 通につき	3, 300円
○生命保険関係診断書	5, 500円
○身体障害診断書	5, 500円
○障害年金診断書	5, 500円
○領収証明書（半年以内）	550円
○領収証明書（半年以上）	1, 100円

2) その他保険外負担に係る費用

○紙おむつ（テープタイプ）	90円
○紙おむつ（パンツタイプ）	90円
○平おむつ	50円
○尿パット	40円

Ⅵ 長期収載品の選定療養費について

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

患者のみなさまへ

令和6年10月からの
医薬品の自己負担の新たな仕組み

■ 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

■ この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

Ⅶ 医療DX推進体制整備加算について

- 当院では医療DX推進体制整備について以下のとおり対応を行っています。
- (1) オンライン請求を行っています。
 - (2) オンライン資格確認を行う体制を有しています。
 - (3) 電子資格確認を利用して取得した診療情報を診察室で閲覧又は活用できる体制を有しています。
 - (4) 電子処方箋を発行する体制を導入予定です。
 - (5) 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制を導入予定です。
 - (6) マイナンバーカードの健康保険証利用の使用について、ポスター掲示・お声掛けを行っています。
 - (7) 医療DX推進の体制に関する事項及び質の高い診療を提供するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、院内及びウェブサイト等に掲示しております。

とっても簡単! マイナンバーカード

1 受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。



マイナンバーカード

2 本人確認

顔認証または
4桁の暗証番号を入力してください。

顔認証

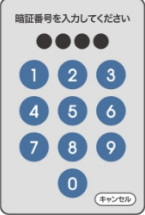
顔を枠内に入れてください



or

暗証番号

暗証番号を入力してください



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の手術以外の診療・お薬情報
を当院側に提供することに同意し
ますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない
同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当院側に提供す
ることに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管
理のために使用します。

同意しない・40歳未満
同意する

※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!

医療DXを通じた質の高い医療の提供にご協力ください。